2014年9月通常会議 意見書案に対する討論

2014 年 9 月 22 日 石黒 賀津子

私はただいま提案をされております

意見書案第25号 就学援助制度の水準を確保する措置を講じることを求める意見書、並びに 意見書案第30号 奨学金制度の充実を求める意見書

についての賛成討論を行います。

まず、意見書案第25号 就学援助制度の水準を確保する措置を講じることを求める意見書についてです。

就学援助制度とは、学校教育法に基づいて、経済的に厳しい小中学生のいる家庭に対し、自治体が 学用品や校外活動費、学校給食費など、教育を受けるために必要な費用を援助する制度であり、非常 に喜ばれています。

しかし、2013 年8月から生活保護基準の引き下げが行われ、その影響で、生活保護基準額を基本に就学援助の受給者を決定している自治体では、就学援助の対象から外れる人が出ることが明らかになりました。これに対し政府は、生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度については、できる限りその影響が及ばないよう対応するとする一方、準要保護者に対する就学援助等の地方単独事業については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただくよう依頼するとしてきました。

2014 年度については、自治体独自の努力で前年度の基準で対応されています。しかし、準要保護者への影響を避けるための財源確保は、財政力の弱い自治体では困難であり、地方任せではできません。今子どもの貧困が広がり、就学援助制度の対象となる公立小中学校の児童・生徒は、2014 年2月発表の文科省の調査によれば、約6人に1人、大津市では5人に1人が就学援助を受けている状況です。日本共産党は今までからも、就学援助は義務教育に通う子どもの命綱だとし、対象を少なくとも生活保護基準の1.5倍とし、支給額も実態に見合って引き上げ、利用しやすい制度にするよう求めてきました。

よって、国はそもそもの原因である生活保護水準の引き下げを撤回するとともに、生活保護基準の引き下げにより、準要保護者に対する就学援助等の、地方単独事業の適用基準の引き下げに影響しないよう、国庫負担制度をもとに戻し、実質的な措置を講じることを求めるものです。

次に、意見書案第30号 奨学金制度の充実を求める意見書についてです。

子どもを持つ上での不安のトップは、どの世代も経済的負担の増加です。

中でも教育費の負担は重く、高校入学から大学卒業にまでかかる費用は、子ども1人当たり平均1,055万8,000円、子ども2人世帯の家庭における年収に占める教育費の負担は40.1%に上り、過去最高です。さらに、年収が低い世帯ほど負担は重くなっており、年収200万円から400万円の世帯では58.2%に達しています。今や奨学金制度は子どもたちが教育を受けるためになくてはならないものとなっています。

しかしながら、今の状況を見ると、現在の奨学金は将来の返済が必要な貸し付け型、それも利子付きが一般的であり、経済的に厳しい家庭ほど高校、大学と、多額の奨学金を借りておられます。しか

し、大学を卒業しても正規職員になれないなど、労働条件が厳しい中、奨学金の返済が困難で、社会への第一歩から借金を背負うことが、大きな負担となっているのが実態です。

日本共産党は、奨学金を全て無利子にし、卒業後の年収が 300 万円以下の場合に返済を猶予するなど、返済猶予、免除制度を広げること、また就学が困難な生徒、学生のため、返済不要の給付制奨学金制度を創設することを、この間求め続けてきました。世界では大学などの高等教育に至るまで、教育費は無償というのが大きな流れです。OECD加盟 34 カ国のうち、17 カ国では大学の授業料は無償化され、32 カ国が返済義務のない給付制奨学金制度があり、高額費負担となっているのは日本だけです。

経済的理由で教育を受ける機会が左右されることのないよう、憲法第 26 条に基づく教育の機会均等の原則の観点からも、奨学金制度の充実を求め、賛同するものです。

以上、2件の意見書案について、議員各位の御賛同をお願いして、賛成討論といたします。